

資料 4

情報提供日
令和8年3月27日

飲食店等食材高騰対策支援事業

【事業概要】

食材価格等の高騰により、多大な影響を受けている、市内の飲食店や菓子製造業者等に対して10万円の支援補助金を給付し、経営の安定と地域経済の活性化を図るものです。(国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用)

【事業の目的】

新鮮な海産物や農産物など、豊富な食材を活かして食事を提供する飲食店や、食材を加工して提供する菓子製造業、そうざい製造業などの市内事業者に給付金を支給します。この支援により、市内飲食店の食材価格の高騰による経営への影響を軽減し、事業の継続を後押しします。さらに、地域の食文化を維持することで、観光産業や地域経済の活性化にもつながることを目指しています。

【受付期間】

令和8年6月1日(月)から令和8年7月31日(金)

【対象者】 以下のすべての要件に該当する事業者

- 対象業種は以下の業種であること
飲食店営業(食事の提供を主とする店舗)
※バー、スナックなどは対象外
菓子製造業 そうざい製造業 約600店舗
- 事業の拠点及び本社が日向市内にあること
(個人事業主の場合は日向市に住民登録があること)
- 食品関係の営業許可を受けた上記の業種であること
- 一定の事業規模の実績を有していること
- 令和8年3月31日までに開業し、交付申請時点で事業を継続していること
- 今後5年間、日向市内で事業を継続する意思があること
※大企業およびみなし大企業は対象外



Hyuga_AIにて生成